

## 第57回櫻祭 酒類の取扱いと飲酒に関する注意

ここ数年、大学生の飲酒について世間の評価が厳しくなっております。これにより近年「学園祭において全面禁酒」を強いている大学が増えています。

第52回櫻祭から成蹊大学でも、学生生活課の指導のもと例年よりも「櫻祭期間中の飲酒に関するルール」を強化しています。

### ・未成年飲酒対策として、アルコールパスポートの作成

→アルコールパスポート配布所で本部員が20歳以上の方にアルコールパスポートを渡します。このアルコールパスポートをしている方のみが模擬店でお酒を購入でき、飲酒することができます。

### ・泥酔者対策として、酒類販売ゾーンの設置とともに酒類販売団体の制限

→模擬店配置図に記載されている地区番号11~21の模擬店のみが酒類の販売ができます。

そのため、酒類販売希望団体が多数の場合は今後の「地区決定会」にて酒類販売団体を決めさせていただきます。

### ・『酒類の販売に対しての誓約書』の提出

→酒類を販売する団体には、法律と櫻祭の飲酒ルールを理解して頂き誓約書にサインをしていただきます。

内容としましては、・未成年者に酒類を売らない・飲ませない

・泥酔者を出さない・出させない

などがありますが全ての欄にサインしていただきます。

詳しい内容に関しては今後の総責任者会議で配布・ご説明します。

酒類販売団体の制限により、酒類の販売を希望している全ての団体が販売できるとは限りません。

## 飲酒に関するルール

- ① 櫛祭では、櫛祭本部が指定したビール・発泡酒及びそれらに準ずるビールテイスト飲料以外の酒類の取扱い・飲酒及びビン類の持ち込みは、**絶対禁止**となっております。チューハイ・カクテル類におきましても、例年通り取扱い禁止となりますのでご注意ください。
- ② 模擬店では、櫛祭本部が指定したビール(ビールサーバーでの出品は不可)・発泡酒及びそれらに準ずるビールテイスト飲料以外の酒類の出品や持ち込みは出来ません。また、今年度は未開封のビール缶のみの販売とさせていただきます。
- ③ ビン類の持ち込みも禁止のため、ビールの取扱いを考えている団体の方は特にお気をつけください。OB・OGの方々による酒類の差し入れが予想される団体の方は、事前に注意・伝達を徹底していただきますようお願いいたします。

また、例年飲み過ぎによる暴力事件、泥酔が問題となっております。  
責任者の方は、団体全員への周知を徹底するようにしてください。

以上ご協力よろしく申し上げます。